【規程番号　神女大短Ⅵ－006】

神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館貴重図書利用細則

（趣 旨）

第１条　この細則は神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館に所蔵する貴重図書の利用について必要な事項を定める。

（利用手続）

第２条　貴重図書の利用者は、予め所定の貴重図書閲覧願（様式特第１号）を提出し、図書館長の許可を得なければならない。大学院学生はさらに指導教員の承認を得るものとする。

（利用方法）

第３条　貴重図書は、開館期間中の午前 10 時より午後 4 時までの間、指定された場所で閲覧しなければならない。

２　閲覧図書の扱いには、これを汚損しないよう細心の注意を払わなければならない。

３　閲覧中に一時指定の場所を離れるときは、そのつど、閲覧図書を係員に預けるものとする。

（館外貸出）

第４条　貴重図書の館外貸出しは認めない。ただし、図書館長が特別に許可した場合はこの限りではない。

（複 写）

第５条　貴重図書の複写を希望する者は、貴重図書複写願（様式特第２号）を提出し、図書館長の許可を受けなければならない。マイクロリーダーによるプリントアウトについても同様に図書館長の許可を受けなければならない。

２　撮影複写は、図書館の指定する業者に依頼することとする。ただし、図書館長が特別に許可した場合はこの限りではないが、撮影データは図書館が所有することとする。

（転載等）

第６条　貴重図書の閲覧又は複写を許可された者が、当該図書につき影印又は翻刻を出版物等に掲載する場合は、予め貴重図書使用願（様式特第３号）を併せて図書館長に提出し、その許可を受けなければならない。

　掲載刊行物は図書館に２部寄贈することとする。

（規程の改廃）

第７条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この細則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この細則の施行に伴い、神戸女子大学図書館特別指定図書利用細則は廃止する。